

主眼事項	着眼点	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 療養型病床群を有する病院であるもの</p> <p>(1) 有すべき施設</p> <p>(2) 構造設備の基準</p>	<p>食堂及び浴室を有しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号。以下「平成5年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第5条に規定する病床転換による療養型病床群を有する病院であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第8条の規定(平成10年医療法施行規則等改正省令第3条による改正前の平成5年医療法施行規則等改正省令(以下、「改正前の平成5年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第6条の規定の適用を受けているものに係る部分に限る。)の適用を受けているものについては、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。</p> <p>指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たしているか。</p>	<p>法第110条第2項</p> <p>平11厚令41第3条第1項</p> <p>平11厚令41附則第7条</p> <p>平11厚令41第3条第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
病室	<p>(1) 療養型病床群に係る一の病室の病床数は、4床以下となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による療養型病床群（平成5年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する病床転換による療養型病床群をいう。次の(2)及び主眼事項廊下において同じ。）であって、平成10年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定（改正前の平成5年医療法施行規則等改正省令附則第2条の規定の適用を受けているものに係る部分に限る。）の適用を受けているものについては、上記(1)の規定は適用しない。</p> <p>(2) 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による療養型病床群であって、平成10年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定（改正前の平成5年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けているものに係る部分に限る。）の適用を受けているものについては、「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。</p>	<p>平 11 厚 令 41 第 3 条 第 2 項 第 1 号</p> <p>平 11 厚 令 41 附 則 第 8 条</p> <p>平 11 厚 令 41 第 3 条 第 2 項 第 2 号</p> <p>平 11 厚 令 41 附 則 第 9 条</p>
廊下	<p>患者が使用する廊下であって、療養型病床群に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メー</p>	<p>平 11 厚 令 41 第 3 条 第 2 項 第 3 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
機能訓練室	<p>トル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による療養型病床群に係る病室に隣接する廊下については、「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>	平 11 厚令 41 附則第 10 条
	<p>内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成 5 年医療法施行規則等改正省令附則第 5 条の適用を受ける病院については、「内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。</p>	平 11 厚令 41 第 3 条 第 2 項第 4 号 平 11 厚令 41 附則第 11 条
	<p>療養型病床群の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。</p>	平 11 厚令 41 第 3 条 第 2 項第 5 号
	<p>内法による測定で、療養型病床群に係る病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しているか。</p>	平 11 厚令 41 第 3 条 第 2 項第 6 号
	<p>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。</p>	平 11 厚令 41 第 3 条 第 2 項第 7 号

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 療養型病床群を有する診療所であるもの</p> <p>(1) 有すべき施設</p> <p>(2) 構造設備の基準</p> <p>病室</p>	<p>(1) 食堂及び浴室を有しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による診療所療養型病床群を有する診療所(平成10年医療法施行規則等改正省令附則第2条に規定する診療所療養型病床群を有する診療所をいう。以下同じ。)については、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。</p> <p>指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 療養型病床群に係る一の病室の病床数は、4床以下となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による診療所療養型病床群に係る病室にあつては、上記(1)の規定は適用しない。</p> <p>(2) 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床転換による診療所療養型病床群に係る病室にあつては、「内法による測定で、入院患者1人につ</p>	<p>平11厚令41第4条 平11厚令41附則第12条</p> <p>平11厚令41第4条 第2項</p> <p>平11厚令41第4条 第2項第1号 平11厚令41附則第13条</p> <p>平11厚令41第4条 第2項第2号 平11厚令41附則第14条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
廊下	<p>き 6.4 平方メートル」とあるのは「入院患者 1 人につき 6.0 平方メートル」とする。</p> <p>患者が使用する廊下であって、療養型病床群に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8 メートル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7 メートル以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成 10 年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条の適用を受ける廊下については、「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 4 条 第 2 項第 3 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 15 条</p>
機能訓練室	<p>機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 4 条 第 2 項第 4 号</p>
談話室	<p>療養型病床群の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 4 条 第 2 項第 5 号</p>
食堂	<p>内法による測定で、療養型病床群に係る病床における患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 4 条 第 2 項第 6 号</p>
浴室	<p>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 4 条 第 2 項第 7 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 老人性痴呆疾患病棟を有する病院であるもの</p> <p>(1) 有すべき施設</p> <p>(2) 構造設備の基準</p> <p>病室</p> <p>廊下</p>	<p>生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しているか。</p> <p>指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 一の病室の病床数は、4床以下となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>病床を転換して設けられた病室については、「4床」とあるのは「6床」とする。</p> <p>(2) 病室の床面積は、入院患者1人につき6.0平方メートル以上となっているか。</p> <p>(3) 老人性痴呆疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上となっているか。</p> <p>患者が使用する廊下であって、老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.1メートル以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 1 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項</p> <p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項 第 1 号</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 16 条</p> <p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項 第 2 号</p> <p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項 第 3 号</p> <p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項 第 4 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(経過措置)</p> <p>病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、「1.8」とあるのは「1.2」と、「2.1」とあるのは「1.6」とする。</p>	<p>平 11 厚令 41 附則第 17 条</p>
	<p>生活機能回復訓練室</p> <p>60 平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項第 5 号</p>
	<p>デイルーム及び面会室</p> <p>デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性痴呆疾患療養病棟に係る病床における入院患者 1 人につき 2 平方メートル以上の面積を有しているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項第 6 号</p>
	<p>食堂</p> <p>老人性痴呆疾患療養病棟に係る病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しているか。</p> <p>〔ただし、上記のデイルームを食堂として使用できるものとする。〕</p>	<p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項第 7 号</p>
	<p>浴室</p> <p>入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとなっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 第 5 条 第 2 項第 8 号</p>
<p>4 介護力強化病棟を有する病院であるもの</p>	<p>介護力強化病院に該当する指定介護療養型医療施設の病室は、次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者 1 人につき 4.3 平方メートル以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 4 項 1 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 患者が使用する廊下であって、介護力強化病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 41 附則第 2 条第 4 項 2 号</p>

